

北海道東北地方知事会構成員

殿

写

北海道知事 高橋 はるみ

青森県知事 三村 申吾

岩手県知事 達増 拓也

宮城県知事 村井 嘉浩

秋田県知事 寺田 典城

山形県知事 齋藤 弘

福島県知事 佐藤 雄平

新潟県知事 泉田 裕彦

並行在来線への支援措置について

平成19年9月

北海道東北地方知事会長

秋田県知事 寺田 典城

並行在来線への支援措置について

整備新幹線の開業に伴い、J R 各社から経営分離される並行在来線区間は、地域住民の日常生活に欠かすことのできない貴重な足として極めて重要な役割を担っています。

しかしながら、現在、既に開業している各並行在来線区間は、開業時に J R 各社からの鉄道資産の購入や新たに必要となる施設整備等の初期投資に多額の地元負担が生じた上、収益性の低い区間であることなどから、極めて厳しい経営状況にあり、地方交付税の大幅な削減等、地方公共団体の財政状況が著しく悪化する中、今後の鉄道の維持存続が強く危惧されております。同様に、今後開業予定の並行在来線区間についても、多額の初期投資や旅客需要の低迷等により、厳しい経営環境におかれることが想定されます。

一方で、本地域の並行在来線区間は、単に限られた地域住民の足としてのみ利用されているのではなく、多数の貨物列車が走行する国の物流政策上極めて重要な区間であることや、幅広い地域の住民に利用されている寝台特急列車が走行する区間であるなど、国民生活全体に多大な便益を与えていることから、その維持存続については、国の運輸政策の中でしっかりとした対応がなされるべきものであると考えております。

つきましては、並行在来線が、J R 各社からの経営分離後も、将来にわたり安定的な経営を維持できるような支援措置を求めるものです。

記

1. J R から譲渡される鉄道資産については、無償譲渡、若しくは J R の簿価ではなく収益性に基づいた価格設定がされるようルール化すること
2. 鉄道資産取得等の初期投資に対する助成措置を講ずること
(初期投資軽減のための交付金の創設・初期投資への交付税措置のある起債充当・譲渡資産に対する固定資産税等の特例措置の適用期間延長等)
3. 並行在来線維持のための地元負担に係る一定の助成措置を講ずること
(一定期間の赤字補填・運営費助成等)
4. 線路使用料における対象経費を見直しすること
(資本費の対象経費算入等)